

議案第14号

岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例及び岩倉市障害者医療費支給条例の一部改正について

岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例及び岩倉市障害者医療費支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成30年2月26日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例及び岩倉市障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

(岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正)

第1条 岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例（昭和53年岩倉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「第50条第2号」を「第50条第2号又は第55条の2第1項第2号」に改める。

(岩倉市障害者医療費支給条例の一部改正)

第2条 岩倉市障害者医療費支給条例（昭和48年岩倉市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第50条第2号」を「第50条第2号又は第55条の2第1項第2号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。